

健 保 掲 示 板

2023 (令和 5) 年確定申告分より e-Tax 向けの医療費控除用通知が
入手できるようになりました (2022 年 1 月～12 月診療分が対象です。)

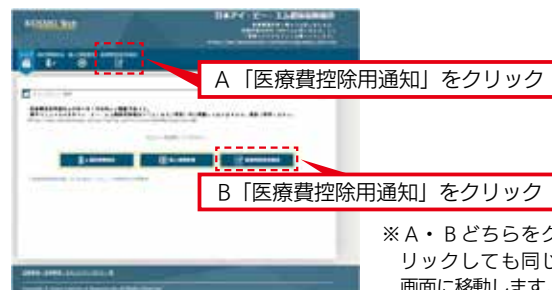
すこやかサポート Plus (SSP) にログイン→医療費と給付金
支給額→医療費控除用通知より申告用 xml データのダウンロード・通知内容の確認ができます。

詳しくは、日本アイ・ビー・エム健康保険組合 HP トップ>
よくある質問>医療費控除>「すこやかサポート Plus から医療
費通知・給付金の支給決定通知書・ジェネリック医薬品通知を
閲覧・印刷等する場合の方法を教えてください。」内「5_医療
費控除用通知 (e-Tax) を照会する場合」をご覧ください。

※確定申告の詳細については国税庁HPを参照いただくか、申告先の税務署
にお問い合わせください。

医療費控除用通知情報の取得

メニューより、「医療費控除用通知」を選択します。



被扶養者 (異動) 届をお忘れなく

被扶養者の方で、右のいずれかに当てはまる等、
被扶養者の要件を満たさなくなったときは、被扶養
者から外す手続きが必要です。「健康保険被扶養者 (異
動) 届」に被扶養者でなくなる方の保険証を添付の上、
異動があった日から 5 日以内に当健保組合へ (現役
社員の方は事業主様経由) ご提出ください。

※パートタイマーなどの短時間労働者であっても、一定の条件を満
たし、勤務先の健康保険に加入した場合は被扶養者でなくなりま
す。詳しくはホームページをご覧ください。

こんなときは被扶養者でなくなります

- 就職した
- 給与、年金、不動産所得などの収入で、年間収入が
130万円以上となった (60歳以上または一定以上
の障害がある場合は 180万円)
- 結婚してその配偶者の被扶養者になった
- 亡くなった
- 75 歳になった
- 続柄、同居、生計維持関係等の要件を満たさなくなった

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

3月初旬 2023 年度の保険料納入通知書を発行します

* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます (毎月払いの方は、3月27日から新保険料での引落としとなります)。

* 納付方法に応じた 毎月払い (任意継続被保険者のみ) 1年分前納 6カ月分前納 の通知書を一括でお送りします。

● 2023 年度の保険料

特例退職被保険者

2023 年 3月から
標準報酬月額 410,000 円
健康保険料 32,800 円
介護保険料 8,610 円
合 計 41,410 円

* 65 歳以上の方の介護保険料は、
健保組合では徴収していません。

任意継続被保険者

2023 年 3月から	退職時の標準報酬月額	標準報酬月額 750,000 円の場合
	健康保険料 80.0/1000	健康保険料 60,000 円
	介護保険料 21.0/1000	介護保険料 15,750 円
	合 計	合 計 75,750 円

参考：例えば以下のケース

* 40 歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。
* 65 歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Web でのお問い合わせ」まで